

中央会のお知らせ



動く!つなぐ!結ぶ!

第61回 中小企業団体兵庫県大会

開催日 令和元年11月12日(火) 場所 神戸ポートピアホテル

上記日程で開催します。詳細につきましては後日ご案内致します。

中小企業団体全国大会



日時 令和元年11月7日(木)午後2時~5時

場所 鹿児島アリーナ

主催 全国中小企業団体中央会
鹿児島県中小企業団体中央会



外国人雇用はルールを守って適正に!

~雇入れ・離職時の届出と適切な雇用管理は事業主の責務です!~

1 外国人労働者の雇入れ・離職の際にはその氏名、在留資格などについてハローワークへの届出が必要です

事業主の外国人雇用状況の届出義務

2 外国人労働者の雇用管理の改善は事業主の努力義務です

外国人が能力を
発揮できる適切な
人事管理と就労環境を!

外国人労働者の雇用管理の改善等に関して
事業主が適切に対処するための指針

インターネットでも外国人雇用状況届出の申請(電子届出)を行うことができます。

【お問合せ先】兵庫労働局 〒650-0044

神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー

“ひょうご”の中小企業を補償でサポート!



ひょうご共済

兵庫県共済協同組合

地震・津波・水害などの自然災害も補償できる中小企業のための休業補償制度

「休業対応応援共済」

神戸市中央区下山手通6-3-28 兵庫県中央労働センター 4F TEL078-361-8080

月刊中央会
（オー）

兵庫県中小企業団体中央会時報第738号(2019年7月5日号)(毎月1回5日発行)
発行所/兵庫県中小企業団体中央会 〒650-0011 神戸市中央区下山手通4丁目16番3号兵庫県民会館3階
本情報誌は組合等情報提供事業として発行しております。購読料/部30円(会員の購読料は会費に含まれています。)

TEL(078)331-2045



組合・中小企業を
応援します!

月刊中央会

兵庫県中小企業団体中央会 <https://www.chuokai.com>

2019 | July 第738号

2019年7月5日号 (毎月1回5日発行)

7



原不動滝 (兵庫県)

特集

兵庫県中小企業団体中央会『第64回通常総会』を盛大に開催!!

■中央会事業

◇2018年度連携組織活路開拓調査・実現化事業 VOL.2 (成果報告)

■理事長往来

兵庫県印刷工業組合 理事長 水落 充

■情報レポート

《概況》県内中小企業は、製造業・非製造業ともに人材不足、原材料コストの高騰など、依然として厳しい状況が続く

■コラム

中小企業のための法律レポート [1]

転嫁のおすすめ

弁護士法人神戸シティ法律事務所 代表 井口 寛司(弁護士)

■会員だより&お知らせ

◇あまがさき産業フェア2019(協同組合尼崎工業会等)

◇2019年度「ひょうご農商工連携ファンド」助成事業の公募について

■お知らせ

◇【小規模事業者向け】平成30年度第2次補正予算

販路開拓や売上拡大等取組支援(持続化補助金)のご案内

◇2019年度 商店街新規出店・開業等支援事業助成金のご案内

■中央会のお知らせ

◇第61回中小企業団体兵庫県大会(予告)

◇第71回中小企業団体全国大会開催について(鹿児島県開催)

◇外国人を雇用する事業主の方へ外国人雇用はルールを守って適正に!



兵庫県中小企業団体中央会

【特集】

兵庫県中小企業団体中央会

「第64回通常総会」を盛大に開催!!

2019年度事業スタート!兵庫県中央会 10名の新役員が選出!
「動く」「つなぐ」「結ぶ」をスローガンに会員サービスで
兵庫経済の活性化に取り組む!

兵庫県中小企業団体中央会(会長 中村 孝)では、2019年6月19日(水)神戸ポートピアホテルにて「第64回通常総会」を開催し、第1号議案から第8号議案まで、いずれも原案どおり可決承認されました。

第8号議案の役員補充選挙については、新たに10名の理事が選出され、総会後開催された理事会において新たに常任理事2名、専務理事1名を選任しました。

その後、参加者同士の交流歓談も行われ、「動く」「つなぐ」「結ぶ」をスローガンに令和元年度の事業活動がスタートしました。来賓には、井戸敏三兵庫県知事をはじめ45名の方々にご臨席いただきました。



中央会 会長・副会長

2019年度事業計画については、様々な制約を抱える中小企業・小規模事業者が直面する経営活動に対応するため、以下の事業概要を説明しました。

主な事業項目

- (1) 組合等への訪問指導及び相談室の運営
- (2) 地域産業実態調査事業
- (3) 組合情報提供事業
- (4) 指導員等研修会開催事業
- (5) 組合指導情報整備事業
- (6) 情報連絡員設置事業
- (7) 中小企業連携組織等支援事業
- (8) 連携組織交流促進事業
- (9) 活路開拓調査実現化事業
- (10) 組合等組織強化対策事業
- (11) 小規模事業者大規模展示会共同出展事業
- (12) 異業種交流活性化事業
- (13) 全国中央会小規模事業者組織化指導事業
- (14) しゃっかいや中央会事業
- (15) 各種委託事業の実施
- (16) 兵庫県中央会関係団体支援事業
- (17) 有償サービス部門の開拓と展開

【新任】(敬称略・順不同)

- | | |
|------|-----------------------|
| 専務理事 | 瀬川 里志 (兵庫県中小企業団体中央会) |
| 常任理事 | 武田 善信 (兵庫県電機(商)) |
| 常任理事 | 荒木 基弘 ((協)産団協) |
| 理事 | 市野 秀之 (丹波立杭陶磁器(協)) |
| 理事 | 岡島 正造 (三木金物商工(協・連)) |
| 理事 | 岡田 正昭 (川重事業(協)) |
| 理事 | 勝山 秀明 (伊丹菱米会) |
| 理事 | 糺川 英毅 (姫路工業団地(協)) |
| 理事 | 中谷 嘉郎 (神戸鉄工団地(協)) |
| 理事 | 西原 興一郎 (兵庫県自動車整備(商工)) |



総会の様子



総会開催

第1部 総会 議案

- 第1号議案 平成30年度事業報告について
- 第2号議案 平成30年度決算報告について
- 第3号議案 2019年度事業計画について
- 第4号議案 2019年度収支予算について
- 第5号議案 2019年度会費の賦課金額及びその徴収方法について
- 第6号議案 2019年度役員報酬について
- 第7号議案 2019年度借入金最高限度額について
- 第8号議案 役員補充選挙について

総会の席上、ご臨席いただいたご来賓を代表して、西野聡近畿経済産業局産業部長より祝辞と長岡壯壽兵庫県議会議長のお祝いメッセージを司会より代読させていただきました。



西野近畿経済産業局産業部長挨拶



壇上来賓



ご臨席いただきました来賓の方々

兵庫県中小企業団体中央会 交流パーティ開催 (於:神戸ポートピアホテル)

総会終了後、会場を移して交流パーティを開催しました。兵庫県中央会を代表して上枝晶夫副会長より開会の挨拶と新役員を代表して瀬川里志専務理事より新任の挨拶の後、酒井康株式会社商工組合中央金庫神戸支店長の音頭で一同乾杯を行いました。

乾杯後、深田修司元専務理事により退任の挨拶が行われ、会場では参加者の皆様が相互に歓談、交流するところとなりました。公務が多忙にもかかわらず井戸敏三兵庫県知事にご臨席いただきご祝辞をいただきました。交流パーティは土肥貴弘副会長の中締めの挨拶で盛会の内に終了しました。



上枝副会長開会の挨拶



瀬川専務理事就任の挨拶



酒井商工組合中央金庫神戸支店長乾杯



参加者歓談交流



深田元専務理事退任の挨拶



井戸兵庫県知事の祝辞



土肥副会長中締めの挨拶

【特集】

2018年度連携組織活路開拓調査・実現化事業(成果報告)

中央会支援事業で取組んだ内容を紹介しします

VOL.2

▶▶▶▶ 2018年度に中央会事業で取組んだ組合等の活動内容をご紹介します ◀◀◀◀

テーマ プロダクトデザイナーとコラボレーションし瓦素材を活用した新商品開発

瓦の製造技術を活かした新商品開発

淡路瓦工業組合に所属している3社がTMNグループを構成し、瓦の製造技術を活かして屋根以外に使用できる景観材の開発に取組み、壁材や床材などの製造・販売を行ってきた。

本事業では、淡路瓦の産地である南あわじ市出身のプロダクトデザイナー倉本 仁氏とコラボレーションして、瓦の製造技術を活かしたデザイン性の高いアイテムの新商品開発を目的に取組んだ。

倉本氏は、家具、家電製品、アイウェアから自動車まで多彩なジャンルのデザインを手がけており、世界的にも著名なデザイナーである。



試作品の開発

各社がこれまでどのように取組んできたか、また各社が保有する強み(技術力・設備など)について理解を深めるため、倉本氏に、各社の製造現場の見学をしていただいた上で、瓦を素材とした生活の一部に溶け込むアイテムのデザイン案の提示を受けた。

各社で、そのデザインについて試作品として製作可能か検討を行い、アイテムの絞り込みを行い、試作品の開発を行った。



試作開発を行う過程で、問題点や不明点も倉本氏と確認作業を繰り返し、試作品の開発を行った。

完成した試作品については、11月20日(火)～22日(木)に、東京ビッグサイトで開催されたジャパンホームショーにおいて淡路瓦工業組合が出展するブースの一画において、展示を行った。

ジャパンホームショーでは、展示スペースも限られており満足できる展示ではなかったが、来場した建築関係の方にアンケート調査・ヒアリング調査を実施したところ、瓦の質感を生かした新しいアイテムとして非常に高い評価を得ることが出来た。



今後の課題と取組み

今回、試作したアイテムを含めて、技術的に時間がかかり完成まで至らなかったアイテムについても、引き続き試作を行っていくが市場に投入していくため、手作業での製造ではコストも掛かり販売価格が高額となり、さらに瓦素材以外の部材についても高コストであり、これらの課題解決に向けて取組みを行っていく必要がある。



また、ビジネスとして成功させていくためには1品1品のアイテムも重要であるが、ブランド名などコンセプトが重要であると倉本氏より提案を受けており、検討を行っている段階である。

これらの課題解決とともに、市場開拓のためWEBサイト、カタログ作成などのプロモーション活動を重点的に取組んでいく。

グループ名	TMNグループ(淡路瓦工業組合)		
所在地	南あわじ市湊新島1337 野水瓦産業株式会社 内		
TEL	0799 (36) 2180	FAX	0799 (36) 2182

<中央会担当：赤松 学>

テーマ 東南アジアにおける揖保乃糸ブランドの輸出量の拡大を目指す

東南アジアには長い歴史と風土と文化がある。兵庫県手延素麺協同組合では、麺文化が根付いている地域の中でも日本の手延べそうめんを香港から東南アジアに向けて情報発信ができる「香港フードエキスポ2018」に出展した。



同組合のブランドである「揖保乃糸」は基本的にそうめんの試食を行い、レシピ集とそうめんサンプルと団扇を配布した。試食について日本風の冷やしそうめんと麺つゆで試食を実施。近年、同組合では、香港の展示会に積極的に出展しているため、冷たい麺つゆでの食べ方の認知度が香港で少し上がってきており、揖保乃糸ブランドを広めるには継続する力が大切であると改めて感じられた。

また、日本食ブームの中で、巻き寿司の具材にそうめんを使用した、そうめん巻き寿司の試食を実施し、好評を得た。

今回の香港での事業実施で、複数の企業と見積もり依頼までの話がまとまり、揖保乃糸に興味を示したバイヤーにスピーディーに対応することができた。



組合名	兵庫県手延素麺協同組合		
所在地	兵庫県たつの市龍野町富永219番地の2		
TEL	0791 (62) 0826	FAX	0791 (62) 3838

<中央会担当：尾崎 元英>

テーマ 姫路ビーツ・捕虜たちの赤かぶら試作品開発及び販路開拓事業

姫路中心街の新たな観光資源として「姫路ビーツプロジェクト」を展開

約110年前に姫路市内にロシア人捕虜収容所が設けられ、その捕虜たちが「ロシアの赤かぶら」を育てていたという逸話からその赤かぶらをビーツととらえ、ビーツを姫路ゆかりの野菜として普及するため栽培をする市民やNPO団体とともに「姫路ビーツプロジェクト」を展開。同組合では、姫路中心街の新たな観光資源としてこの「姫路ビーツ」の情報発信と、新たな特産品開発による六次産業化に取組んだ。

姫路ビーツ料理レシピの試作開発

姫路ビーツの普及のため、専門家を交えた4回の委員会を開催し、サラダ、スープ、魚料理、肉料理など27種類の料理レシピを考案し、市民に呼び掛け、試食会を2回開催した。あわせて、姫路ビーツを使った特産品(レトルト食品)の試作を行った。



ビーツの開発レシピ

赤かぶらマップとホームページの制作

ロシア人捕虜収容所などビーツにまつわるまち巡りを促すため、「姫路ビーツ・捕虜たちの赤かぶらマップ」1万部を作成し、組合アンテナショップ、組合員店舗をはじめ、市内観光拠点で市民や観光客に配布した。また、姫路ビーツの歴史やプロジェクトの取組み、新たに開発した特産品などを紹介するホームページを作成し、広く情報発信を行った。

なお、今回マップを作成する過程で、姫路に収容されていたロシア兵捕虜(ポーランド人)が家族に送った手紙が見つかり、その翻訳を行い、当時の姫路での捕虜生活をj知る貴重な資料が得られた。

今後の取組み

姫路ビーツプロジェクトを一枚の布に例えれば「縦の糸」が「ビーツの復活と栽培」にあたり、「横の糸」が、国際交流・料理教室・歴史物語の掘り下げ、試作品開発、加工・販売などの販路開拓等々になる。しかしながら、試作品開発や販路開拓は専門的技術知識が不可欠となり、同組合だけの力では、大きく事業展開が図れないと思案していたところ、当補助事業において専門的な技術知識を有する専門家の力を借りることにより、プロジェクトが推進できた。



捕虜たちの赤かぶらマップ



今回の事業で得た成果物を最大限に活かし、事業の六次化を推進するとともに国際交流や、歴史の研究等をすすめるプロジェクトを益々前進させたいと考えている。

組合名	姫路本町68番地事業協同組合		
所在地	兵庫県姫路市本町68番地		
アドレス	http://www.himeji68.jp/himejibeets/index.html		
TEL	079 (281) 6385	FAX	079 (281) 7466

<中央会担当：内田 雅康>

◆◆ 連携組織活路開拓調査・実現化事業について ◆◆

単独では解決困難な諸テーマについて組合等の中小企業連携グループが主体となり改善するための共同の取組みに対して支援をします。中央会(078-331-2045)までご相談ください。

第385回

理事長往来

私たち兵庫県印刷工業組合は、本年5月24日に組合設立60周年記念式典を開催し記念すべき節目を盛大に祝いました。

昭和29年に兵庫県印刷工業調整組合として設立され、昭和33年に兵庫県印刷工業組合への改組を経て現在に至ったものです。

ところで、印刷の歴史を振り返りますと、2世紀頃に中国で紙が発明され、7世紀から8世紀ごろには木版印刷が行われていたとされています。

印刷に一大転機をもたらされたのは、皆様ご存知のように1450年頃のヨハネス・グーテンベルグによる金属活字を用いた活版印刷技術の発明です。

グーテンベルグは金属活字だけでなく、油性インキ、印刷機、活字の鑄造装置などを次々と開発し、これらを組み合わせて大量に印刷ができるシステムを構築して、印刷という産業が成り立つ基盤を整えたと言われています。

なお、我が印刷会館の玄関には、グーテンベルグ印刷機のレプリカが展示されていますので、まだご覧にならない方は是非一度ご覧ください。

それから570年余り、その間印刷は情報伝達手段として文化や社会の発展に大きく寄与するとともに印刷技術も大きく進歩いたしました。

一方、兵庫県の印刷の歴史を振り返りますと、今から120年前の明治32年に、現在の組合の前身である兵庫県商標印刷同業組合が設立されたのが業界としての始まりでした。

その後、先の大戦や平成7年の阪神・淡路大震災といった苦難を乗り越え、現在に至っております。

このように、幾多の苦難を乗り越えて、古くから文化、社会、経済の発展に大きく寄与し続けている業界は、周りを見渡しても数少ないのではと自負しております。

このため、記念大会のテーマは、印刷業界の歴史や先輩諸氏の足跡に触れ、変革の荒波を乗り越える機会となつてほしいとの思いから

「Next60 未来への始まり ~飽くなき次代への挑戦~」と致しました。

兵庫県印刷工業組合は、情報産業の一翼を担う印刷業の団体として今後もさらなる努力を重ねて業界の団結と発展を目指す所存でございます。今後とも皆様方のご指導よろしくお願ひ申し上げます。



兵庫県印刷工業組合 理事長

水落 充

理事長の経歴

昭和32年 兵庫県生まれ
会社名・役職/株式会社甲南堂 代表取締役
組合役員歴/理事 平成18年5月~平成20年5月
副理事長 平成20年5月~平成22年5月
理事長 平成22年5月~現在に至る
趣味/ゴルフ、野球、マラソン、旅行

組合の概要

所在地/〒650-0011 神戸市中央区下山手通5丁目5番16号
組合員数/111社
組合員資格/印刷製品加工事業者
電話番号/078(371)3857
FAX番号/078(351)4422
出資金/16,100,000円
設立年月日/1958年4月
URL/http://www.hyoinko.or.jp/

新型定期預金 マイナーベスト

高めの金利設定(当金庫内比較)

1年、2年、3年から期間が選べる

お預け入れは50万円から



商工中金

●神戸市役所南側西入る

神戸支店

〒650-0032 神戸市中央区伊藤町111
☎078(391)7541

●市民会館東隣

姫路支店

〒670-0015 姫路市総社本町111
☎079(223)8431

●労働福祉会館前

尼崎支店

〒660-0096 尼崎市東灘波町5-19-8
☎06(6481)7501

情報レポート

2019年6月10日集計

概況 県内中小企業は、製造業・非製造業ともに人材不足、原材料コストの高騰など、依然として厳しい状況が続く

内閣府が5月24日に公表した月例経済報告で、「景気は、輸出や生産の弱さが続いているものの、緩やかに回復している。先行きについては、当面、弱さが残るものの、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、通商問題の動向が世界経済に与える影響に一層注意するとともに、中国経済の先行き、海外経済の動向と政策に関する不確実性、金融資本市場の変動の影響に留意する必要がある。」としている。

一方、県内中小企業では、前年同月比で景況・売上・収益ともに悪化し、資金が改善した。前月比でも景況・売上・収益が悪化し、資金が横ばいとなった。10連休と大型連休の効果に加え、人手不足・原材料の高騰などの声も多く聞かれ、県内中小企業の経営環境は依然として厳しい状況が続いている。

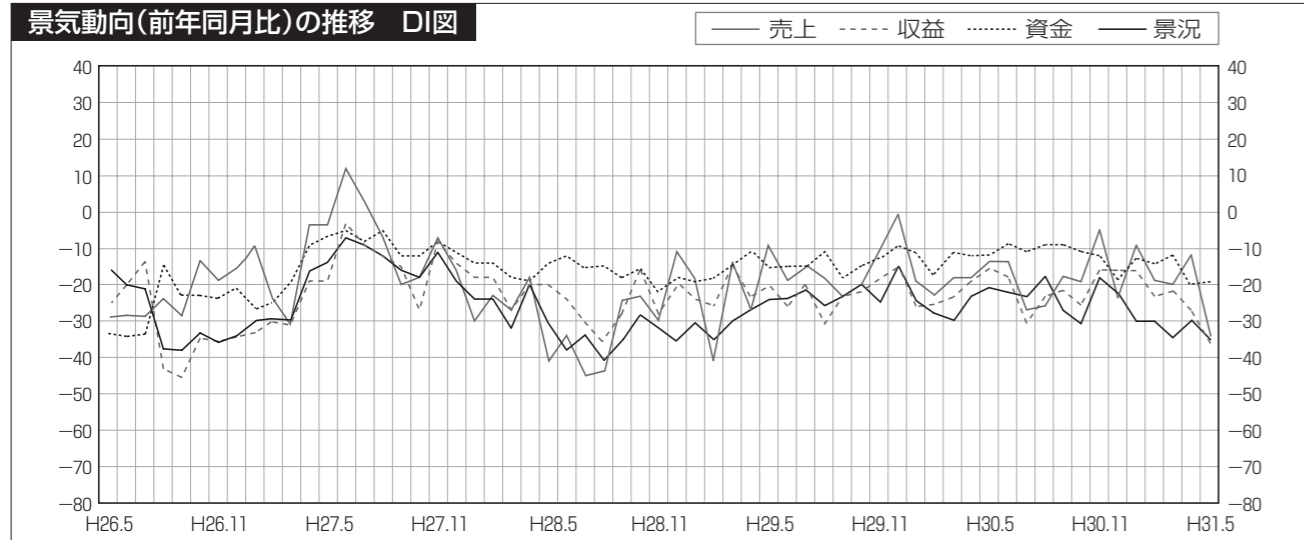
項目	景況	売上	収益	資金
製造業	-30%	-30%	-30%	-14%
非製造業	-41%	-38%	-43%	-24%
総合	-35%	-34%	-36%	-19%



業界の声

- 製造業** ゴールデンウィーク効果があるものの、全体的には前年並程度か。
- 食料品** 木材・木製品 工芸品では物流会社より昨今の諸事情により一方的な値上げの要請があり、組合員各社苦慮している。また、商品に対する運賃比率のアップで収益が圧迫している。
- 鉄工・金属** 今年の5月は特に稼働日数も少なく、需要・生産共に少なく悪い様である。景気見通しがつかない。
- 一般機器** 先月同様、業況等横ばい。受注有るも人材不足で断りのケースもでている。
- 電機機器** 5月の国内自動車販売は登録車は4.8%増、軽自動車も9.5%増、合計で前年同月比6.5%増と2ヶ月連続でプラスとなった。米国の自動車販売は乗用車は10.4%減、小型トラックは5.0%増で前年同月比0.2%減となり販売減が続いている。トランプ政権は自動車を含むメキシコ輸入品に5%の関税を課す方針を示しており、日本車メーカーのメキシコ生産品への影響が大きい。
- その他** 景気が若干良い企業もあるが、業界全体では前月同様、景況の悪い傾向が続いている。底をうったという感じがしない。新しい年号になっての景気回復を期待している。

- 非製造業** 5月は10連休による売上減少が顕著であった。反面、取引先の関係で完全に休業できなかったため、中途半端な勤務体制とならざるを得なかった。
- 卸売業** 小売業 前月と同様、所謂クロモと呼ばれるテレビやブルーレイレコーダーなどは売れ行き不振で、冷蔵庫や洗濯乾燥機、洗濯機、クリーナーなどはよく売れ、LED照明器具は以前ほどではないがコンスタントに売れている。やはり製品の販売の落ち込みを電気工事やトイレ、風呂場、洗面所などのプチリフォームの受注により凌いでいる状況である。
- 商店街** ゴールデンウィークの10連休は観光に関係のない商店街にとっては何もいいことが無いような気がする。
- サービス業** 10連休のゴールデンウィークの為、前年比より売上増加。しかしゴールデンウィーク以降のお客が減少。経済状況が不安定なので団体旅行者が少ない様に思われる。
- 建設業** 業況は事業所によって格差がある。人材の確保が難しく人材不足となっている。事業所によっては工場が休みの間の作業が必要なため、ゴールデンウィーク中も休み無しで営業している事業所もあった。
- 運輸業** 5月に軽油インタンク価格も前月に引き続き値上げ要請があり、平均で80銭の値上げで決着した。取扱数量は4月末よりの10連休の影響により激減し、対前月比80.5%、対前年同月比では76.7%と大幅に落ち込んだ。6月はG20による交通規制の影響が懸念される。



中小企業のための法律レポート[1] 転嫁のおすすめ

弁護士法人神戸シティ法律事務所 代表 井口 寛司 (弁護士)

1 消費税増税による転嫁拒否の違法性
 この秋には消費税が8%から10%に上げられることは必至の情勢になってまいりました。そこで、今一度、消費税転嫁特別措置法についてお知らせしたいと思います。この法律は、消費税の増税がなされた事業者が取引先の事業者に対して消費税を円滑に転嫁することを確保するために設けられた法律です。

売手の事業者が、①大規模小売事業者と継続的に取引を行っている事業者である場合、②資本金3億円以下の事業者あるいは個人事業者である場合に、この①の者を買手として取引する大規模小売事業者、②の者と継続的に取引を行っている法人事業者が、消費税の転嫁がなされるのを拒否することが禁止されているのです。

たとえば、売手の事業者に対する買手の事業者からの減額(本体価格に消費税分を上乗せした額を対価とする旨の契約をしていたが、消費税の全部または一部を事後的に対価から減じること)、買ったとき(消費税率引き上げ前の税込み価格に消費税率引き上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定めること)、商品購入、役務利用又は利益提供の要請(消費税引き上げ分を上乗せすることを受け入れる代わりに、何らかのサービスを付加するよう求めること)、本体価格での交渉拒否、報復行為(転嫁拒否された事業者が公正取引委員会などに知らせたことを理由に、取引の数量を減らしたり、取引を停止したりすること)が禁止されているのです(公正取引委員会ホームページを参考にまとめています)。

また、これらのカルテルも禁止され、違反行為が認められた場合は、公正取引委員会などによる検査が行われ、違反事業者には措置請求、勧告や公表がなされます。

2 働き方改革における転嫁の必要性
 消費税転嫁特別措置法は、あくまで消費税の転嫁を円滑にすることで、消費税が適切に納税されることを第一義的とし、中小企業者の保護は第二義的になっています。しかし、今、消費税のみならずこれらの転嫁を適切に求めないことには、自らの事業存続が難しくなる事態が発生しています。

これまで日本の経済社会は、高度なサービス精神や「おもてなし」によって、多くを無償サービスとして提供してきました。海外に行けば、レストランでのお水が有料となることは誰しもが経験していることですが、日本ではもちろん無料。そして、取引でも注文者から依頼されれば、「ああ、いいですよ。やっときましょう。」と無償での手直しや休日対応を快く引き受けてきました。これも一人事業主の時代は問題ないのですが、従業員を抱えている事業者の場合は、従業員が時間外の労働や休日労働をすることで対応し、場合によってそれをサービス残業などという無償の労働で補ってきたという側面がありました。

しかし、今回の働き方改革関連法のもとでは、まずは自社が正確に労働時間を把握し、徹底して時間外労働の管理と上限を遵守しなければならないことになっています。

もし、買手からの無料サービスの要求を受け続けていけば、売手は利益が上がらず事業継続を断念しなければならない事態に至ることも考えられます。

厚生労働省は、公正取引委員会、中小企業庁と連携して、この8月までに、大企業の働き方改革による中小企業への「しわ寄せ防止総合対策」を取りまとめると発表しました。下請法による規制を強めようというのです。

3 契約法理から考える転嫁のすすめ
 その顧客サービスを、なぜ求められ、なぜ無償で対応しなければならないのか。求められる顧客サービスが発生した原因が売手にある場合、その無償サービスが売手負担となっても致し方ないでしょう。しかし、その原因が自然災害である場合、それは買手に負担させてもよいのではないのでしょうか。商品の出荷前日に猛烈な台風が来襲し、売手は事業を停止し、従業員が早退した。そして、翌日、早朝から早出勤務をしてその商品を箱に詰め、なんとか予定時刻までに運送会社につないだその場合、早出の時間外手当の増額は買手に負担していただくことは不合理でしょうか。いろいろな事情があります。仕事が早い会社は、すでに前日出荷準備を終えて台風を迎えたかもしれません。遅いからそういうことになったのかもしれませんが、発生した増加費用の負担の原因のひとつひとつを契約法理にしたがって検討していないことが問題だと思うのです。コンビニの24時間営業の雲行きが怪しくなったことも一人の経営者が声を挙げたことから始まりました。

中小企業こそ法的な知識を正確に認識し、「適正な転嫁」による価格を設定したり、あるいは、リスク分担が定められた契約書を作成しなければならない時代だと思えます。

そして仮に、コーヒーショップのコーヒーが一杯1500円になったとしても、そのサービスには、それなりのコストがかかっていることをユーザーもそろそろ認識すべき時に来ているのだと思います。

プロフィール Profile

〈会社名〉
 弁護士法人神戸シティ法律事務所
 代表 井口 寛司

〈経歴〉
 昭和60年3月 中央大学法学部法律学科卒業
 昭和61年10月 司法試験合格
 昭和62年4月～平成元年3月 司法修習(第41期)
 平成元年4月 兵庫県弁護士会において登録

銀行、信用金庫、証券会社などの金融機関はじめIT企業等のベンチャー企業、不動産、食品、自動車ディーラー、医療機関などの顧問として活動し、損害賠償問題や内部体制など数々の難題について戦略的なアドバイスを行っている。事業再生、M&A、CSRにも精通し、帝国データバンクを始め、数々の書籍・機関紙などにも執筆し、現在に至る。



井口 寛司

【お知らせ】



協同組合尼崎工業会や尼崎商工会議所等で構成する尼崎産業フェア実行委員会では、2019年7月25日(木)～7月26日(金)の2日間、ベイコム総合体育館(尼崎市記念公園)において「あまがさき産業フェア2019」を開催します。フェアでは、搭乗型の人体機能拡張ギア「スケルトニクス」のデモンストレーションや各企業や団体が自分たちでコマを作り、対決させる喧嘩コマの大会が行われます。

尼崎から発信する、ものづくりを通して蓄積した経験・知識・技術を駆使して開発した、会いたくなる技術や製品を体感していただくためにも、皆様方のご来場・ご参加をお待ちしております。

ニ崎産業フェア2019 検索

補助金公募 2019年度「ひょうご農商工連携ファンド」助成事業の公募について

中小企業者等と農林漁業者が連携して取り組む研究開発、販路開拓等の事業を支援します。

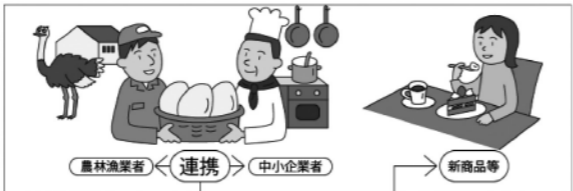
<補助内容>

(1)助成対象者 兵庫県内の中小企業者等と農林漁業者の連携体 (代表者は、兵庫県内に事業所を有する中小企業者等、兵庫県内に居住地又は所在地を有する農林漁業者のいずれか)

(2)助成事業 魅力ある農林漁業ビジネスの実現や、市場のニーズに適応した新商品、新サービスの開発等の実現のため、中小企業者等と農林漁業者の連携体が取組む以下の事業に対し事業費の一部を助成します。
 ●研究開発：地域の農林漁業資源を活用した新商品の開発、新サービスの提供 (専門家謝金・旅費、原材料費、機械装置・工具器具費、委託費、産業財産権等取得費等)
 ●販路開拓：開発する新商品、新サービスの販路開拓 (試作品出展等のための展示会等会場費・出展料、市場調査・技術コンサルタント料等)

(3)制限額/助成率 【助成額の下限額及び上限額は2カ年度を通じた総額】50万円以上500万円以内 助成対象経費の3分の2以内

(4)助成期間 令和元年12月から令和2年9月30日まで (最長で10ヵ月) とします。 (助成期間が2カ年度にまたがる助成事業は、交付決定日から令和2年3月までと令和2年4月以降のそれぞれについて実績審査を受ける必要があります)



■お問合せ先 ■公益財団法人ひょうご産業活性化センター 創業推進部 経営 新事業課
 サイト：https://web.hyogo-iic.ne.jp/kigyo/renkeifund
 TEL：(078) 977-9072 FAX：(078) 977-9112 ひょうご 農商工 検索

信用保証のご案内

キャンペーン 継続実施中!

創業支援 「創業関連保証」「創業等関連保証」をご利用される方の保証料率を40%割引!!!
 チャレンジ支援 上記のうち、女性、若者、シニアの方は保証料率を50%割引!!!
 再チャレンジ支援 「再挑戦支援保証」をご利用される方は保証料率を40%割引!!!その内、女性、若者、シニアの方は保証料率を50%割引!!!

地域活力向上支援 当協会の保証商品「ふるさと」をご利用される場合、保証料率を平均25%割引!!!
 地域活性化支援 ①当協会の保証付融資の残高がない方が「スタートライン」を利用される場合、保証料率を平均20%割引!!!
 ②当協会の保証付融資の残高がない方が「スタートラインS」を利用される場合、スピーディな審査で対応!!!

新事業展開支援 法に基づき事業計画の認定を受けた方が各種特例保証をご利用される場合、保証料率を約15%割引!!!

N.P.O.法人支援 NPO法人の皆様の事業展開を支援!!!

兵庫県信用保証協会 〒651-0195 神戸市中央区浪花町62番地の1 TEL.078-393-3900(代表)

【お知らせ】

商工会の管轄地域内で事業を営んでいる小規模事業者のみならずへ

小規模事業者向け 平成30年度第2次補正予算 販路開拓や売上拡大等取組支援(小規模事業者持続化補助金)のご案内

本事業は、小規模事業者の地道な販路開拓等の取組みやそれと併せて行う業務効率化や生産性向上の取組みに要する経費の一部を補助します。

【対象事業】 新たな市場への参入に向けた売り方の工夫や新たな顧客層の獲得に向けた商品の改良・開発や、販路開拓や売上向上や販路開拓の中での業務効率化や生産性向上を目指す小規模事業者に対して行う

……活用例……

販促ツール(チラシ・サイト等)作成、イベントPR、展示会参加、店舗改装、ソフトウェア購入、新商品の開発、専門家の助言、成分分析、業務効率化のためシステム構築等

【対象者】 商工会の管轄地域内で事業を営んでいる以下①～③の小規模事業者<商工会議所管轄の事業者は除く>

- ①商業・サービス業(宿泊業・娯楽業除く) 常時使用する従業員の数：5人以下
- ②サービス業のうち宿泊業・娯楽業 常時使用する従業員の数：20人以下
- ③製造業その他 常時使用する従業員の数：20人以下

【募集期間】 <二次締切>2019年7月31日(水)【当日消印有効】

【補助上限：補助率】 50万円/補助対象経費の3分の2以内 (但し、共同申請や計画等に沿う弱い弱者対策等の事業については、この限りでない)

【備考】 商工会の会員、非会員を問わず、応募が可能です。

【申請書類一式の提出先・問い合わせ先】 兵庫県商工会連合会 小規模事業者持続化 補助金 地方 事務局 〒650-0013 兵庫県 神戸市中央区花隈町6番19号 電話番号 078-371-1362

【公募要領/様式】 https://www.shokokai.or.jp/28/280021S0007/index.htm#sin69856

持続化補助金 兵庫県商工会連合会 検索



2019年度 商店街新規出店・開業等支援事業助成金のご案内

地域におけるまちのにぎわいや活気の創出を図るため、地域住民の生活利便を増進する生活支援型ビジネスを行う団体、グループや空き店舗等を活用して事業を展開する商業者に対して支援します。

区分	空き店舗等活用助成金		円滑な事業の承継	商店街の機能強化
	新規出店・開業支援	商店街空き店舗再生支援	店舗承継促進 承継店舗開業支援	承継店舗円滑化
助成対象者	開業予定者	商店街・小売市場等	事業譲渡者・承継者	事業承継者
対象事業	商店街空き店舗新規出店	商店街等が空き店舗を借り上げ出店者を誘致する取組み(チャレンジ出店含む)	商店街が策定した活性化プラン等に基づく店舗等に係る事業の承継	
助成期間	3年	3年	1年	3年
対象経費	店舗賃借料 内装工事費 ファサード整備費	店舗賃借料、内装工事費、ファサード整備費、広告宣伝費等運営費等	譲渡者に係る移転撤去費、内装工事費、ファサード整備費、広告宣伝費	店舗賃借料
限度額/補助率	3分の1以内 上限 1年目(150万円) 2年目(50万円) 3年目(50万円)	2分の1以内 上限 1年目(200万円) 2年目(75万円) 3年目(75万円)	(撤去費)3分の1以内 上限 (譲渡店舗分：20万円 承継店舗分：10万円) (内装工事費・ファサード整備費) 3分の2以内 上限(400万円) (広報宣伝費) 上限(100万円)定額	2分の1以内 店舗等の面積区分に応じた助成単価に基づき算出された額と実家賃の1/2のいずれか低い額

○サイト/ https://web.hyogo-iic.ne.jp/kouri/syotengaisinki

問い合わせ先/公益財団法人ひょうご産業活性化センター 経営推進部 経営・商業支援課

TEL：078-977-9116 FAX：078-977-9119

2019年度 商店街新規出店・開業 検索

